

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日)
(当該の休日は、
その翌日)

告 示

目 次

◆告示字の区域の変更

土地利用基本計画の変更

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

都市計画の変更(二件)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)

開発行為に関する工事の完了

海岸保全区域の指定の一部改正

教育委員会の招集

◆教委告示

遊技機の型式の認定

鳥取県告示第十五号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称
区域を変更する
同上の区域(昭和六十一年一月一日現在の地番による。)

大字倭字竹ノ下

大字倭字竹ノ下の全域
大字倭字才ノ木西四二七の一及びこれと一体をなす国有地

大字倭字上河原下四五七の一、四五七の二、四五七の八、
四五八の一、四五九、四六〇の一

大字倭字才ノ木西のうち四二七の一及びこれと一体をなす
国有地以外の区域

西
大字倭字才ノ木
下
大字倭字上河原

大字倭字上河原下のうち四五七の一、四五七の二、四五七
の八、四五八の一、四五九、四六〇の一以外の区域

鳥取県告示第十六号

鳥取県土地利用基本計画を昭和六十年十二月二十六日変更したので、国
土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準

用する同条第十三項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中鳥取市の都市地域及び農業地域、境港市の都市地域及び農業地域並びに米子市の農業地域に係る部分を次の図のとおり変更する。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部土地対策課及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字西園字東屋敷一二一一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 智頭町
- 二 事業の種類 智頭町総合運動場建設事業及びこれに伴う付帯工事
- 三 起業地
 1 収用の部分 八頭郡智頭町大字坂原字下モ河原、字吹谷口、字吹谷字吹谷奥及び字城山並びに大字中田字婦き谷及び字淀
 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

鳥取県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百四号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

米子市葭津字中海、字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、字中海五、字中海六、字中海七、字中海八及び字中海九、大崎字中海、字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、字中海五、字中海六、字中海七、字中海八、字中海九、字中海十、字中海十一及び字中

海十二、彦名町字中海一、字三番川及び字天狗山、安倍字清水尻中、皆生字中沖林、字下沖林、字石河原ウド、字土手ノ内及び字向林、蚊屋字清水、浦津字大石橋北及び字中河原並びに熊党字蚊屋境、字五反通、字ゴコロ、字芝尾、字梨子木、字上場、字北土井、字東南及び字西南並びに境港市福定町字上灘、竹内町字三角道、字垣ノ内、字高岡、字岡才佛、字才佛及び字北浜田、美保町字寶藏及び字下灘、高松町字下灘、字川尻、字釜池前及び字月見浜、新屋町字一ツ家前、字川尻前及び字寄会前並びに福定町字笠津向から新屋町字寄会前までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面

変更する部分

米子市彦名町字一番川及び字二番川、安倍字清水尻、字清水尻西及び字船入、上福原字灘浜及び字北浜新田、皆生字上沖林、字東雁座、字西雁座、字小バイ、字ウドロ、字南砂池、字東大池、字林田及び字東林ノ上、蚊屋字強洞、熊党字強洞及び字花ノ木、中島字上古池井手添、字下井手中江、字井手辺、字小割、字墓ノ前、字大境及び字西原大境並びに東福原字南原及び字南原北並びに境港市昭和町、福定町、福定町字井ノ尻、字浜田及び字笠津向、竹内町字花園及び字才佛灘並びに美保町字上灘及び字釜池灘

削除する部分

米子市中島字下古池井手添及び字大東沢並びに東福原字南原東、字茶屋ノ内及び字前田大東

追加する部分

米子市中島字上古池井手添、字下古池井手添、字下井手中江、字

井手辺、字小割、字墓ノ前、字大東沢、字大境及び字西原大境並びに東福原字前田大東、字茶屋ノ内、字南原東、字南原北及び字南原に於ける部分

変更する部分

米子市葭津字中海三、字中海四、字中海五、字中海六、字中海七、字中海八及び字中海九、大崎字中海二、字中海四、字中海五、字中海六、字中海八、字中海九及び字中海十一、彦名町字中海一、字三番川、字天狗山及び字一番川、安倍字清水尻、上福原字灘浜、皆生字上沖林、字中沖林、字向林、字東雁座、字石河原ウド、字土手ノ内及び字東林ノ上、蚊屋字強洞及び字清水、浦津字大石橋北及び字中河原並びに熊党字蚊屋境、字五反通、字芝尾、字梨子木、字東南及び字西南並びに境港市竹内町字三角道、字垣ノ内及び字高岡、高松町字下灘及び字月見浜並びに新屋町字一ツ家前

削除する部分

米子市葭津字中海、字中海一及び字中海二、大崎字中海、字中海一、字中海三、字中海七、字中海十及び字中海十二、彦名町字二番川、安倍字清水尻中、字清水尻西及び字船入、上福原字北浜新田、皆生字西雁座、字下沖林、字小バイ、字ウドロ、字南砂池、字東大池及び字林田並びに熊党字強洞、字花ノ木、字ゴコロ、字上場及び字北土井並びに境港市昭和町、福定町、福定町字井ノ尻、字浜田、字上灘及び字籠津向、竹内町字岡才佛、字才佛、字花園、字北浜田及び字才佛灘、美保町字上灘、字寶藏、字下灘及び字金池灘、高松町字川尻及び字金池前並びに新屋町字川尻前及び字寄会前

縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 第二種住居専用地域

追加する部分

米子市彦名町字二番川、字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一、安倍字船入及び字船入冲並びに皆生字中沖林、字小バイ、字下沖林、字石河原ウド、字向林及び字土手ノ内並びに境港市福定町字上灘、竹内町字三角道、字垣ノ内、字高岡、岡才佛、字才佛、字北浜田及び字才佛灘、美保町字上灘、字寶藏、字下灘及び字金池灘、高松町字川尻及び字金池前並びに新屋町字川尻前及び字寄会前

変更する部分

米子市皆生字砂池字東大池、字東林ノ上及び字林田並びに境港市

福定町字井ノ尻、字浜田及び字籠津向、竹内町字花園、美保町字上灘及び字釜池灘並びに高松町字下灘

2 住居地域

追加する部分

米子市彦名町字一番川、字天狗山及び字三番川、安倍字清水尻、
字清水尻中、字清水尻西及び字船入並びに皆生字中沖林、字下沖林
及び字灘端東新田

変更する部分

米子市彦名町字二番川並びに皆生字東雁座、字西雁座、字上沖林、
字小バイ、字ウドロ、字南砂池、字灘端野浪新田、字西灘端野浪新
田、字村新田及び字温泉

3 商業地域

変更する部分

米子市上福原字灘浜及び字北浜新田並びに皆生字村新田、字灘端
東新田及び字温泉

削除する部分

米子市皆生字灘端野浪新田及び字西灘端野浪新田

4 準工業地域

追加する部分

米子市蚊屋字清水、浦津字大石橋北及び字中河原並びに熊党字強
洞、字五反通、字花ノ木、字ゴコロ、字蚊屋境、字芝尾、字上場、
字梨子木、字北土井、字東南及び字西南並びに境港市美保町字釜池
家前、字川尻前及び字寄会前並びに福定町字籠津向から新屋町字寄

会前までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面
変更する部分

米子市蚊屋字強洞並びに境港市福定町、福定町字籠津向及び竹内
町字才佛灘

5 工業地域

追加する部分

境港市福定町字籠津向から新屋町字一ツ家前までの地先国有地及
び当該国有地地先公有水面

削除する部分

米子市彦名町字二番川、字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田
一並びに安倍字船入及び字船入冲

6 工業専用地域

追加する部分

米子市葭津字中海、字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、
字中海五、字中海六、字中海七、字中海八及び字中海九、大崎字中
海、字中海一、字中海二、字中海三、字中海四、字中海五、字中海
六、字中海七、字中海八、字中海九、字中海十、字中海十一及び字
中海十二並びに彦名町字中海一並びに境港市竹内町字才佛灘から新
屋町字一ツ家前までの国有地地先公有水面

変更する部分

米子市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

三 縦覧場所

境港市昭和町

昭和61年1月14日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年四月七日鳥取県指令受都計第六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市香取字元結堤下、字袋谷口、字権現、字官ヶ鼻、字小山谷、字小山谷堤下、字小山谷堤奥、字小山谷西側及び字元結西側並びに称宣谷字口矢中、字東矢中奥、字奥矢中及び字東矢中口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一

鳥取市土地開発公社 理事長 西尾 優

鳥取県告示第二十四号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県鳥取沿岸中山海岸田中地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸中山海岸塩津地区海岸

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点六と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域

基点一 西伯郡中山町塩津字前河原無番地先の標柱

基点二 基点一から二七四度〇〇分〇〇秒七四メートルの点

基点三 基点二から一八五度〇〇分〇〇秒一三四メートルの点

基点四 基点三から三四六度〇〇分〇〇秒一〇七メートルの点

基点五 基点四から一七度〇〇分〇〇秒八九メートルの点

基点六 基点五から九八度〇〇分〇〇秒一五八メートルの点

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和六十一年一月十七日（金）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1

市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

昭和61年1月14日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第5728号 8

遊技機の種類	型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	フ ラッ パー	ルピナス	
	シャインボール		京楽産業株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部 箱月千七百円（送料を含む。）】